

光 妙 寺 三 郎

—その人と足跡—

福 井 純 子

はじめに

ここに紹介する光妙寺三郎(1847-1893)は現在では忘れられた人物である。彼の名前にいささかなりとも光が当てられるのは、若き日の西園寺公望との関係においてである。パリの星旗楼における両者の邂逅については、西園寺が雑誌『世界之日本』第3巻第21号(1899年6月24日)に「如何なるこれ風流」と題して書き残している¹⁾。この一文は国木田独歩編『陶庵随筆』(新声社 1903年)²⁾に収められ、西園寺の風流公子ぶりを伝える逸話としてよく知られており、三郎はその相方として登場する。また西園寺はこの三郎との出逢いを懐しんで、つぎのような漢詩を作っている³⁾。

星旗楼題壁。二十年前。予与光妙寺三郎飲此楼。三郎有詩景琴情奈我何之句。

今再過之。不禁泫然。因作二十八字。

琴情詩景夢茫茫 二十年前旧酒場

無数垂楊生意尽 傷心不独為三郎。

星旗楼で出逢った西園寺は三郎と「フランスの学友にして、悪友を兼ねたもの」⁴⁾であり、ともにハイカラ紳士の洒落者であった。西園寺文部大臣はヨーロッパから取り寄せた香水や髪油を地方視察の際も一式携えたといわれているし⁵⁾、三郎の風采挙動はパリジャンの如く、彼が歩くと一町も先から香水のかおりがしたという逸話が残っている⁶⁾。このように光妙寺三郎は西園寺のフランス時代の悪友として逸話の中において語られたきた。三郎の略伝を記したものとしては『日本帝国国會議員正伝』(木戸照陽編 田中栄堂刊 1890年)、前橋潮洲「光妙寺三郎」(『明治法学』30号~36号

1902年2月2日～5月20日 明治大学図書館所蔵マイクロフィルム)がある。前者は第1回衆議院議員選挙当選者のプロフィールをまとめたもので、三郎の生前に書かれたものであり、後者は三郎が講師をつとめた明治法律学校の機関誌に没後10周年の追悼記事として連載されたものである。1902年以降に書かれた光妙寺関係の文献、たとえば『近世防府人物誌』(佐伯為蔵編輯発行 1933年)や『近世防長人名辞典 増補版』(吉田祥朔マツノ書店 1976年)などの記述は、ほぼ上記二点の略伝を典拠としている。木戸、前橋の二作は同時代に書かれたものとして大きな意味を持っている。しかしこれらが三郎を逸話の世界に閉じ込めてもいる。没後100年の今日、彼を伝説の中の人物から歴史上の人物へ解き放ちたい、というのが本稿のねらいである。

第1章 誕生

第1節 光妙寺と半雲和尚

三郎は弘化4年(1847)8月、周防国三田尻の光妙寺主半雲和尚(1812-1874)の三男に生まれた⁷⁾。光妙寺、正しくは浄土真宗本願寺派鬼玉山光妙寺は山口県防府市東三田尻1丁目に現存する。三郎は父が住持する寺の名前を姓としたのである。また彼は時に^{みつた}光田⁸⁾を名乗るが、これは光の字をとったものである。さて、当寺は文明6年(1474)大和国高市郡山田村に草創され、その後芸州吉田に移り、さらに慶長年間、毛利輝元の防長打入に際して三田尻の舸子町に引寺した。現在地に所替えになったのは貞享4年(1687)のことである⁹⁾。三田尻は瀬戸内海に面した萩藩領の村であった。同所は古くからの海賊の根拠地のひとつであり、慶長期に毛利氏の御船蔵が置かれると、海上・陸上の交通の結節点として発達した。慶応元年(1865)には萩藩の海軍局が設けられ海軍兵学校も開校した¹⁰⁾。

三郎の父半雲和尚は幕末維新期にこの寺の住職をつとめたが、彼は「聡敏奇才」¹¹⁾と評される多芸多才の人であった。彼は書画器物を蒐集するのみならず、自らその技に秀いで、数百金に上る潤筆料によって茶菓を楽しみ、興の赴くまま筆を執ったという¹²⁾。また彼は俳句を好んだ。『周陽三家句集』(清水米泉・田中稲守撰 1882年)には同地の俳人公成・素兄とともに、其羊と号した半雲の句が収められている¹³⁾。ちなみに同書の跋文は、三郎が水賓居士と号して記していた。

第2節 三郎とその兄弟

半雲和尚は1874年(明治7)1月27日、63歳の生涯を終えた。7カ月後の同年8月、門人によって境内に和尚の墓碑が建立され、現在も姿をとどめている¹⁴⁾。

ところでこの墓碑によると半雲には四男一女があった。長男有蔵、次男無蔵、三男三郎、四男為然である。一女は判明しない。真宗寺院に生まれた彼ら兄弟は、有蔵と為然は本願寺宗政改革に、無蔵と三郎は袈裟を脱いで奇兵隊、鴻城軍に身を投じた¹⁵⁾。

有蔵は明治初年の本願寺改革の中心になった島地黙雷、赤松連城の側近であった。慶応4年(1867)春、有蔵は黙雷に先がけて上京し、改革の時宜をはかるため、京都・摂津・河内を探索していた¹⁶⁾。彼の報告をうけて黙雷は改革の火の手をあげ、7月、「乍恐不顧忌諱奉建言候口上覚」¹⁷⁾を本山に提出した。この建言書には長防二州法中総代として、黙雷・連城とともに光妙寺有蔵の署名がある。

為然は明治5年(1872)、連城・堀川教阿とともに本願寺の留学僧としてドイツへ派遣された。この留学は、梅上沢融・黙雷の欧米宗教事情視察に同行したものである¹⁸⁾。本願寺一行は1872年3月6日(旧暦1月27日)横浜を出向し、西まわり航路で4月20日(旧暦3月13日)マルセイユに上陸した。黙雷はこの出発から帰国までの記録を「航西日策」「洋外漫筆」にとどめている¹⁹⁾。一行はリヨンを経て4月26日(旧暦3月19日)パリに入り、為然は5月7日(旧暦4月1日)単身ドイツに向かった。為然の修学ぶりについて黙雷は「光田頗る深理ヲ考覈ス、書中ノ髓ヲ得、実ニ他日ノ干城也」と述べていた²⁰⁾。しかし為然はドイツで病を得、1874年8月、連城につき添われて帰国した。あたかも父半雲の墓碑が建立された頃である。為然の病は癒えず、翌75年6月東京で没した。享年27歳であった²¹⁾。

第2章 青年

第1節 出郷と修学

慶応元年(1864)、三郎は寺籍を脱し光田と名乗って鴻城軍に入隊した。当時の三郎についてつぎのような回想がある²²⁾。

年齢十六七許、當時新流行の呉組服羽織を着し、眉目頗る清秀なり。進んで曰く小哥は三田尻^{ミタジリ}光明寺の三男なり、今緇流を脱して兵籍に入り、以て聊か国事に盡す所あらんとす、切に乞ふ隊長の部下に属するを得んと。之に其善くする所問へは、曰く、読書習字は多少の素養を具す、但剣槍に到りては、未だ多く学ふ所あらずといへとも、是より習熟せんことを欲すと。言語明晰、応対節に中り、宛として老成人の如し。

「読書習字は多少の素養を具す」と自負するほどに人の眼をひく才走った若者で

あったのだろう。彼は鴻城軍で井上馨の書記役をつとめ²³⁾、この後、生涯にわたって井上の後援をうけることになる。また萩藩の儒者天野謙吉は青年三郎を「君天資穎敏，明乎見理，故自詩^(詩)牋書画之芸，以至軍陣隊伍之術，亦皆嘗善之矣，(中略)君必有能力踐其名字之実者，余将刮目而俟之矣」と評していた²⁴⁾。

鴻城軍に身を投じた三郎は『防長回天史』²⁵⁾によると慶応4年1月松本鼎三とともに津山藩の恭順の誓書を受け取る役を命じられた。いっぽう『岡山県史 近世編』²⁶⁾によると、津山藩は1月18日、長州より国論糾問の書状が届き、翌19日、長使に朝命遵奉を伝えた。この長使が三郎であろう。後年、元津山藩家老が参与木戸孝允に語ったところによると、勤王恭順を説く三郎は弁論鋭く気魄雄渾であったという²⁷⁾。また彼は、この使命の途上、つぎのような詩を作ったといわれている²⁸⁾。

春兼王化一般還，行咏梅墩又柳湾，
猶恨東皇恩未遍，数峰残雪美州山

時代の動きに敏感な三田尻の地に生まれ、幕末の激動に身を投じたふたりの兄を間近に見ていた三郎もまた、同時代の多くの青年達と同様尊王という新しいイデオロギーを選び取っていた。

三郎は津山から京都に入り、滞京中の井上馨を訪れた²⁹⁾。長崎に向かう予定であった井上は、かねてから洋学修行の希望を持っていた三郎に長崎への同行を勧めたという³⁰⁾。この頃、井上は文字通り東奔西走の日々を送っていたが、1868年初頭、彼が京都に滞在していたのは旧暦2月7日からの数日間である³¹⁾。三郎が京都の井上を訪れたのは、この期間と見て間違いないだろう。井上は年譜によると旧暦2月14日には九州鎮撫総督参謀兼長崎裁判所参謀として長崎に入航している。長崎に到着した三郎はまず振遠隊長として同地の治安維持につとめ、その後フランス語を学習したという。しかし彼の長崎滞在は長くなかったようだ。なぜなら、同年旧暦5月27日、三田尻に赴いた木戸孝允が三郎に会っているからである³²⁾。

その後三郎は東京に転任する井上に随って横浜の兵学校に入学したというが³³⁾、これは明治2年(1869)春のことである。井上は年譜によると、旧暦5月24日、大阪から木戸とともに乗艦し同月26日早朝横浜に上陸している。井上は東京へ向かったが木戸は横浜に残り、『日記』によると同月28日、三郎と面会している。その時の模様を木戸はつぎのように記している。

光田三郎山城和助等来て時事を相談し内外中の内外におゐても積年の気脈如何と不安の件々不少互に相慨嘆す（中略）六字前帰寓静間光田山城屋大黒屋等来る小酌閑談至十字て尽相去

『木戸日記』によると、三郎は旧暦6月2日、同7月11日にも鳥尾小弥太とともに木戸を訪問している。この時期の三郎は山城屋和助や鳥尾との交際が深かったようだ。彼はまた学業の合い間にしばしば伊藤博文の屋敷に赴いたという³⁴⁾。明治2年6月13日付伊藤宛書簡の中で木戸は「一昨日光田子へ頼み置候書類も世外兄之手に入候哉」と書いている³⁵⁾。三郎が木戸・井上・伊藤間の連絡役として動いていた様子がうかがえる。

第2節 留学

三郎が学んだ横浜の兵学校は慶応元年(1865)3月幕府が創設したフランス語学校で、新政府に引き継がれたものであった。明治3年(1870)8月、三郎は長州藩から毎月7両の学資金をうけることになり、12月には、小倉衛門介・周布金槌とともに藩費留学生としてフランス留学の許可を受けた³⁶⁾。彼は翌年1月に出発したが、留学生の選抜にあたっては木戸・井上の推輓によるところが多いという³⁷⁾。『木戸日記』明治3年10月22日、26日、27日の各条には「光田三郎来話」の文字が見えるが、これは留学の相談だったのだろうか。木戸と三郎との関係は留学後も続く。留学生三郎は岩倉使節団の全権副使として渡欧した木戸に都合5回会っている。1872年12月26日(旧暦11月26日)はパリで、73年2月20日・23日はブリュッセルで、3月23日にはベルリンに出向き、木戸・伊藤・静間幸助・桂太郎とともに車でハーグまで遠出を楽しんだ。4月15日、三郎はベルリンで木戸に別れを告げた³⁸⁾。これが両者の生涯の別れとなった。後年、三郎は木戸を懐旧してつぎのような詩を作っていた³⁹⁾。

天降大任於是人 創守当年夙留神
王業中興頼公力 公門桃李尽名臣
対幅追懷執謁日 依稀言貌温如春

さて、三郎はフランス留学生として出発したが、留学当初はベルギーで学んでいた。『木戸日記』明治5年(1872)11月26日条に「飯田は蘭光田柏村は白に留学せり」との一文がある。飯田吉治郎・柏村庸之允も三郎と同様山口藩の藩費留学生である⁴⁰⁾。

木戸とのパリでの再会を果たした時、三郎はベルギーからやって来たものらしい。1872年4月から11月初旬に作成されたと考えられている入江文郎作成のフランス留学生名簿にも三郎の名前はない¹⁴⁾。また1873年7月4日付で田中不二麿が三条太政大臣に提出した「海外留学生改正御処分之義ニ付伺」でも彼はベルギー留学生と記されている¹⁵⁾。三郎が渡欧した1871年は普仏戦争とパリ・コミュンによってフランスは疲弊し、大学も荒廃していた。多くのフランス留学生は避難措置としてベルギーに移っていた。三郎もそのひとりであった。フランスが凋落の一途を辿っていたその時、ベルギーでは近代産業が勃興し国力の増進をはかっていた。三郎は没落する旧大国フランスと新興国ベルギーをともに見つめながらヨーロッパの文化と文明に接したのである。

73年7月の田中伺書以降、しばらく史料の上で三郎の姿を追うことはできない。つぎに彼の動向をうかがうことができるのはパリ大学学籍簿記載の1875年(明治8)1月12-13日の文学得業士資格の認定である¹⁶⁾。次表の如く、この認定を受けることによって、1月26日にパリ大学法学部で第1回の受講登録を行っている。同校における彼の学歴は表のとおりであるが、成績の見方について大久保泰甫氏に従って説明を加えよう¹⁷⁾。成績評価は各受験者がすべての科目の口述試験終了後、複数の試験委員(得業士第1回試験のみ3名、あとは4名)が一人ずつ総合的評価として行う。具体的には各委員がB(白)=秀, BR(白赤)=優, R(赤)=良, RN(赤黒)=可, N(黒)=不可の判定用小球のいずれかを投票箱に入れ、その種類と数をかぞえる。その評価でNがふたつ以上になると落第である。三郎は1878年2月23日、日本人としてはじめてパリ大学から法学士証書を授与された。

パリ大学法学部における学歴と成績

学年	受講登録日	試験の種類	受験日	成 績	備 考
Ⅰ	75・1・26	得業士第1回	75・8・3	1 B 2 R	75・1・12-13 文学得業士認定
	75・1・26				
	75・4・14				
	75・6・30				
Ⅱ	75・10・27	得業士第2回	76・7・26	2 B 2 R	76・10・25 法学得業士証書授与
	76・1・6				
	76・4・1				
	76・6・24				
Ⅲ	76・10・27	学士第1回	77・1・21	2 R 1 R N 1 N	落第
	77・1・9				
	77・4・12	学士第2回 学士第2回再試 学位論文試験	77・7・14	2 N 2 R	
	77・6・29		77・10・22	3 R 1 R N	
			78・1・31	2 R 1 R N 1 N	

パリ大学学籍簿(パリ国立公文書館所蔵)より作成。

第3節 パリの交友

冒頭で述べたように三郎は星旗楼で西園寺公望と出逢っていた。この封面がいつのことであるか確定はしがたいが、パリ大学の第1回受講登録が西園寺は75年11月⁴⁵⁾三郎が75年1月である。前述の島地黙雷の日記によると三郎はしばしばパリに出てきていたようだが⁴⁶⁾、ふたりの出会いは75年頃と考えてよいだろう。この星旗楼の思い出は20年後の回想や漢詩のほかに、数年後の1882年(明治15)11月14日付西園寺書簡の中にも、つぎのような詩で語られている⁴⁷⁾。

当年曾怨減春光 題壁依然墨尚香
帶醉人憑欄檻立 一天明月憶三郎

この詩には「米楼にて」という但し書が付いている。つまり憲法調査のため再渡欧した西園寺が、米楼＝星旗楼で留学時代の思い出をよんだものである。西園寺にとって三郎との出逢いは忘れがたく印象的なものであった。

ところでフランス文学者の高橋邦太郎氏はエドモン・ゴンクール日記を紹介する中で三郎のことについて言及していた。『ゴンクール日記』1876年2月17日条のつぎの箇所である。

今日、ピュルチィ邸で二人の日本人と共に晚餐。公子西園寺と、他の一人は平民。公子は支那人の型。釣り上った眼。厚い唇の口、あどけなく微笑をたゝえた顔。こういう顔の造作が真中から分けた髪の下に並んでいる。髪の分け方は巴里の風流才子のそれである。

他の一人は、やゝ国粹的な型。紙、或は木の仮面に見るような浮彫の顔。髯も、髪も漆黒。額の下の方の眉の突起は甚だしく飛び離れており、いさゝか血走った白眼の中の瞳は欧羅巴人のように、決して中央に凝っとしていない。何事か心中の情熱に焦慮しているのか、乃至興奮しているのか、下に、上に、左右に絶えず動いているので、彼の視線が熱に浮かされているような、奇怪なものに見える。

高橋氏は西園寺の同行者であるもうひとりの日本人を三郎であろうと推測したのである。この推測は魅力的なものであり、つぎの2点からも賛成できるものである。第一に76年2月であれば前述のように西園寺と三郎とはすでに面識があったことは充分に考えられる。第二に、ゴンクールやピュルチィといったジャポニスム愛好家のもと

に西園寺が同行できるほどの人物を考えると、三郎はうってつけの役回りなのである。三郎は父半雲和尚の膝下で画を学び美への感覚が磨かれていた。三郎は少年時代、竹田や杏雨の模写をし、真贋の区別をつけられぬ程の出来栄であったという⁹⁰。三郎は父の画才をうけついでいたのである。以上のように、その時期と三郎の資質からビュルティ邸でゴンクールに会ったもうひとりの日本人は高橋氏推測のとおりであろうと考えられる。余談であるが、高橋氏は若い日に築地小劇場脚本部に籍を置いていた。三郎の遺児で築地の舞台に立っていた東屋三郎から西園寺をはじめとするパリの留学生達のはなしを聞いたことはなかっただろうか。

さて、古今集を中心とする和歌を西園寺がフランス語に訳し、ジュディット・ゴーチエが詩の形式を整えて出版した『蜻蛉集』Poèmes de la Libellule 1884年の扉にはつぎのような三郎への献辞が掲げられている。

A

MITOUDA KOMIOSI

Je t'offre ces fleurs	こよなく君の愛で給う
De tes isles bien-aimées.	大和島根のそろそろの花
Sous nos ciels en pleurs,	ここに集めて捧げまつる。
Reconnais-tu leurs couleurs	涙しげきこの国に
Et leurs âmes parfumées?	おぼつかない 香ぐはしきそのころは、色は。
J. G	ジュディット・ゴーチエ

(高橋邦太郎氏訳)

『随筆西園寺公』⁹¹の中で小泉策太郎は西園寺にゴーチエと三郎の恋愛について質問し、否定的な回答を得ていた。恋愛はともかくとして、この献辞を見る限り三郎は西園寺とともにマダム・ゴーチエのとりまきのひとりとしてその近くにいたことは間違いない。三郎はビュルティ、ゴンクール、ゴーチエというジャポニズムの先導者達と交際し、彼らに日本の文化を語り、彼らが理解し受容した、もしくは受容したいと望む日本の姿を見たことだろう。先進文明を学びにヨーロッパに渡った留学生は、かの地で自国の文化がその異質性、後進性においてもはやされる姿を見た。近代化のために捨てたはずの刀や根付や浮世絵が近代化を学びに行った留学先での流行の先端にあったのである。

三郎の帰国に当たって、西園寺は師広瀬青村につきのような書簡を送った⁵³。

拝啓、其後は如何に御起居候哉、無申訳御無音仕、多罪此事に御座候。扱は此度、光田三郎と申者帰邦仕候処、先生に御引合せ致し呉れとに付、為其呈書仕候。同人は余程学問も出来候て、於此地は大学校卒業の者に付、欧地近況など御尋も亦非無益と存候。望一郎とは、兄弟の如く相交候者に付、無隔意御話奉願上候。望一郎も明年夏秋之交には、帰邦と相決候に付、其時は久々にて拝風、彼是蒙高誨、且欧土情景など、可汚尊聴と、相樂居候。又説、乙亥迄の新年の高作は珍襲、時々吟誦候て、吾邦変革など想像し、万里外に在ては、実以無此上賜と存候処、其以後之分を不得、遺憾之至存候。何卒右御惠投被下候はゞ、大幸の至に候。尤も光田へ御渡候はゞ、早々可相達と存候。万縷は光田の口頭に付し、右御安否旁、草々頓首。

二月十三日

西園寺生拝

青邨先生 硯北

青村は日田咸宜園広瀬淡窓の養子で、明治3年招かれて、西園寺が開設した家塾立命館の教師をつとめた⁵²。文面から見ると青村は西園寺のフランス留学後も交際をつづけていたのであろう。この書簡について小泉策太郎は「望一郎も明年夏秋之交には、帰邦云々」の部分から、これは1879年のものと推定していた⁵⁴。しかし、1878年1月31日に学位論文試験を終えた三郎が、帰国を目前にして西園寺に青村への紹介を依頼して書かれたものと考えの方が自然である。

第3章 少壮官僚

第1節 帰国と任官

三郎は1878年2月23日、パリ大学法学部学士号を取得し、その年のうちに帰国した。彼は太政官権少書記官に任ぜられ法制局専務となった⁵⁴。任官の正確な時期は不明である。しかし78年11月11日には内閣委員として元老院会議に出席している⁵⁵。この会議の議案は「貿易銀新貨鑄造ヲ止メ旧貨再鑄發行ノ儀」であった。この当時の三郎について、中江兆民はパリの西園寺にあてて「法制官に任じ、折角勉強」と書き送っている⁵⁶。太政官権少書記官光田三郎は79年には2度、内閣委員として元老院に出席している⁵⁷。1度めは5月14日に始まった「虎列刺病伝染予防規則」についての

会議であり、太政官少書記官小野梓とともに委員をつとめていた。2度めは6月12日、この日の議案は「区町村会ヲ開設スル地方ニ於テハ金穀公借共有物取扱土木起功ノ事項ハ総テ該会議ニ付シ施行スベキ件」であった。

1880年2月13日、三郎は外務省少書記官に転任した⁵⁸⁾。三郎本人の希望であったのか、それとも前年9月の井上馨の外務卿就任と関係するのだろうか。外務省に転じて間もない3月1日、三郎は井上に300円の借金を申し込んでいる。毎月50円づつ半年で返済する約束でありながら4月にはすでに返済を滞らせている⁵⁹⁾。外務省入省当時、三郎は条約改正掛であり、81年11月10日-82年11月6日は公信局長の地位にあった⁶⁰⁾。井上外務卿の懐刀という立場だったのだろうか。あるいは井上の監視のもとにおかれていたと考えるのが妥当かもしれない。外務省少書記官時代には、留学仲間の兆民や西園寺とともに『東洋自由新聞』の創刊にも名を連ねた⁶¹⁾。笹川臨風は『明治還魂紙』の中で、「西園寺公望、光妙寺三郎氏などが帰朝して盛んに仏国思想を鼓吹した」と書いているが⁶²⁾、三郎は在官の身であり、新聞では何ほどのこともできなかっただろう。彼がフランス帰りとして活躍するのはその後、明治法律学校の講師になってからのことである。

1881年11月24日、三郎は外務省権大書記官に昇任し⁶³⁾、翌82年、竹添進一郎とともに朝鮮事務取扱を命ぜられた。閔妃殺害事件の処理のために竹添が朝鮮事務掛長となったのは82年8月であったが⁶⁴⁾、三郎の被命も同時期のことであろう。これより3ヵ月後の1882年11月4日、三郎は外務書記官に昇進し、フランス在勤を命ぜられた。この昇任によって彼の地位は五等官相当となり、年俸700ポンドを受けることになった⁶⁵⁾。このフランス行きは彼の念願が叶ったものといってよい。彼は同年4月14日付の西園寺宛書簡で「三郎欧行未決、多分出来ヌナル可シ、恨兄ト手ヲ巴城ニ握ル能ハサルヲ」と、渡欧の望みが叶ないそうにないと嘆いていたのである⁶⁶⁾。また彼は上司である吉田清成外務大輔に対しても海外赴任を希望する書簡を認めていた⁶⁷⁾。

拜呈仕候。兼而御願申上候海外赴任之儀、外務省へも情実縷々陳述仕置候間、速ニ相運候様御賛成願上候。さすれハ公信局其外一切之事務等公然解任相成候都合ニも可然奉存候。朝鮮一件ハ御手揃之事ニ候得ハ、三郎ハ不用物に有之、此際速ニ赴任いたし度不堪切望之至ニ奉存候。御憫察願上候。草々不具

十月廿二日

過日拜借之旅費返納相滞り、恐縮之至ニ奉存候。月給遣払一文も残らず、今少々御猶予願上候。

吉田大輔殿 内展

光妙寺三郎

「公信局其外一切之事務等公然解任」といい、「朝鮮一件ハ御手揃」という文言からは職務への不満がうかがえるし、本省内では「不要物」であるという自己認識からは渡欧への熱い思いが伝わってくる。本省勤務の時期彼はパリ大学法学士としての真価を発揮すべく2冊の法律書を翻訳している。ユツク著『伊太利王国民法』(82年5月刊)と、チヨゼフ・ラルシエ著『伊仏民法比較論評』(82年7月刊)であり、ともに司法省蔵版である⁶⁸⁾。刊行の時期から考えると、この2冊は公信局長を「公然解任」されていた時の所産であろうか。

第2節 フランス在勤

三郎の渡欧にあたって井上馨は憲法調査で滞欧中の伊藤博文に対し「此度光妙寺書記官参着之上は近況御悉聴可被成候」と書き送っていた⁶⁹⁾。この書簡のとおり三郎はまずベルリンの伊藤を訪れ、1883年1月、5年ぶりでパリの土を踏んだ⁷⁰⁾。伊藤との面会では三郎の身の上についても話しがあったようだ。3月2日、三郎はパリで西園寺と再会し伊藤の伝言を聞いた。そして折りかえし伊藤にあてて「三郎身上之件に付御掛念被成下候儀不堪感謝之至」と述べ、ベルリンで面会の際お話し申し上げたとおり「今般は三郎素志之伸縮に関し深く注意す可き儀、発程之頃井上君より懇切なる教諭を受け誓言して来巴候位に候得は御安意奉祈候」と、新しい職務に携わる意欲と覚悟を示している⁷¹⁾。もっとも井上の「懇切なる教諭」という言葉からは、希望通り、フランスに行かせてやるから今度こそ勤め上げろという、最後通告のニュアンスもうかがえる。前述のように三郎は外務省に移るなり井上に多額の借金をしていたし、また先の吉田宛書簡にも返済猶予の文言が見えた。このフランス行きは三郎にとって官僚として生き残る最後のチャンスであった。

三郎の公使館での任務の中心はフランスの対アジア政策についての情報収集であった。対アジア政策の大きな柱は朝鮮問題であり、これは前年の朝鮮事務取扱の延長でもあった。通常であれば出先の公使館員は本国の外務省との間で連絡を取りあうのだが、彼の着任当初は前述のように憲法調査団の一行が滞欧中であつた。そのため彼はロンドンの伊藤のもとを訪れ、外務省・公使館・伊藤の間で連絡役をつとめたのである。たとえば83年3月9日、フランス公使伊田譲は外務卿訓令機密第5号「清国属国名分始末」を受理したが、これは三郎が井田に持参したものである⁷²⁾。また井田は同年3月10日付伊藤宛書簡の中で「当国(フランスー引用者)政府へ言込候事之順序緩急

等を閣下へ質問致し度、委曲は光妙寺氏より御聴上奉希上候」と記している⁷³⁾。三郎も井上外務卿に対し「同公使（井田一引用者）内訓有之小官伊藤参議を倫敦府に訪ひ同参議の意見をも一応承り置候」と報告している⁷⁴⁾。

三郎が発信した外交文書によって彼の公使館での仕事を跡づけるとつぎのようになる。1883年3月中旬から1ヵ月程は、北京駐劄フランス公使ブーレーの進退とベトナム独立が大きな問題となっていた。3月23日付の井上外務卿への機密第15号では、フランス外務省の発表通りにブーレー解任は単に本省との意見の不一致によるものと三郎は報告していた⁷⁵⁾。本件の真相を三郎が外務卿に報告したのは4月20日のことであつた⁷⁶⁾。すなわちブーレー・季鴻章が締結したベトナムの独立を承任する「上海とりきめ」とその本省への報告の遅れとがブーレー召喚の真の原因であつたことを報告したのである。

また4月20日付の報告では、前年の朝鮮事件をめぐる清国との情報操作の件についても本省からの訓令を求めていた⁷⁷⁾。この背景には、駐英清国公使がすでにヨーロッパの新聞紙上でトンキン事件や朝鮮問題の宣伝をしていることの対抗措置として、日本公使館も新聞での宣伝活動を行うようにとの指令が下されていたという事情があつた⁷⁸⁾。三郎はその指令に対して、新聞に提供するネタがあるのか、事前に渡すべき着手金の用意はあるのか、と問うているのである。

また条約改正問題についても5月と8月に報告している。5月11日付の機密第29号ではイギリス政府が条約改正につきヨーロッパ各国へ廻状を發した件につき探訪中であることを⁷⁹⁾、8月10日には新任の駐日フランス公使シアンキヴィクと条約改正につき会談を行ったことを報告している⁸⁰⁾。この新任公使は「貿易条約ハ兩國ノ利益ノ為メ妥協ノ点ニ帰着ス可ク裁判權ノ問題ハ面倒ナル事ニテ実況ヲ看察スル上ナラテハ自己ノ意見モ申陳難致」と言を左右にしていたのに対し、三郎はエジプト駐在の長かつた新公使に日本政府側の立合裁判についての考え方を説明したという⁸¹⁾。しかし『日本外交文書』を見る限りフランスとの条約改正交渉についてはそのほとんどを蜂須賀公使が行っていた。本件については三郎は補助的な立場にあつた。

9月7日、三郎は井上外務卿にユエ条約（8月25日締結）について報告し、その中で「（清国政府が一引用者）曲直ヲ干戈ニ訴フルナラハ小官ハ窃ニ疑之仏亦騎虎之勢勝敗ヲ安南ニ争フナル可ク果シテ然ラハ此際更ニ欧州ニ一葛藤ヲ生ス可キカ」と述べていた⁸²⁾。11月には「仏国ハ清兵ノ東京撤退ヲ要求セリトノ情報」を日本に送り、フランス政府がトンキン駐屯費の900万フラン増額を議会に提起していると伝えた⁸³⁾。12月21日にはフランスがミヨー中将指揮のもとに6000名の兵をトンキンに派遣しようとする

形勢であることを⁴⁴、さらに同月28日になると、ついにミヨー中将の部隊が23日にツーロンを出発したことを報じた⁴⁵。そして翌84年3月28日、ミヨー中将がトンキン平定に着手し、新聞紙上では清国に償金要求との声もあるが、フランス側の真意は海南島にあるのだと報告を送った⁴⁶。

このように三郎が外交官として本国へ報告を発信している一方で、彼を帰朝させる準備が進められていた。蜂須賀公使は84年1月24日付伊藤博文宛書簡において、フランス公使館書記生であった大山綱介を三郎の後任にしたいという人事案を伝えていた⁴⁷。蜂須賀は3月には伊藤に在欧公使館改革の覚書を提出した⁴⁸。その骨子は、公使館数を削減して効率のよい業務を行い、一公使館あたりの予算枠を増大させるというものであった。当時、公使館の予算不足は慢性化し大きな問題となっていたのである。三郎が、井田と蜂須賀との間をつないで臨時代理公使をつとめていた時分にも経費不足となり、井上外務卿が「甚不満足ノ評」を彼に与えたという⁴⁹。三郎は蜂須賀と衝突したものか、この点について前橋潮洲は「意見当局者と合はざると以て」⁵⁰と記していたが、蜂須賀は外務卿の不評に力を得たように、三郎の帰朝命令を引き出したのである。1884年9月、正式に命令をうけた三郎はつぎのようにその心事を述べていた⁵¹。

落魄人從海外回 帝都春色亦佳哉
一貧如洗舌猶在 百事皆非志未灰
花底馬嘶橋北路 柳辺裙屐夕陽台
斯生除却豪華夢 笑對青山且舉杯

9月26日、ドイツ留学に向かう陸軍二等軍医森林太郎は、アデンでパリから帰る途中の三郎に行逢い日記に記していた⁵²。三郎は帰国後の1885年3月依願免官となった⁵³。

第4章 法曹

第1節 憲法学講義

野に下った三郎は1885年4月、フランス留学仲間の岸本辰雄らが創立した明治法律学校の講師に招かれ、第3年科の憲法を担当した⁵⁴。三郎の「憲法学講義」は校友井本常治の筆記によって『明法雑誌』に連載された⁵⁵。三郎がどのような講義を行ったのか、簡単に見てみることにしよう。彼はまずはじめに、自分は憲法学を専攻した訳ではないので講義では「自ラ好テ探リ得タル処及ビ余カバリニアル頃該国ノ国会議員

等ト往来ノ間ニ於テ得タル事実等ヲ以テ本講ノ材料ニ供セン」と、パリ大学法学士、元フランス公使臨時代理の肩書と経歴をもって教壇に立つことを明らかにしている。彼は本論に入る前に、旧師アコラースの所説に従って法律と道德との関係についてつぎのように説明する。

政治上ニ要スル道德学トハ彼ノ孔孟ノ主義ト同一ナルモノニアラズ、所謂道德学トハ人タルベキモノ、權利及ビ義務ニ就テノ学問ヲ云フ、故ニ「リベルテー」即チ自由トハ道德学ノ根本タルヲ知ラザルベカラズ、人已レノ自由ナルヲ求メテ他人ノ自由ヲ妨ゲズ互ニ自由ヲ保維シテ始メテ道德ノ基ヒ立ツ矣、人已レノ自由ヲ尊重ナシテ此レヲ發達スベキハ此レ道德上ノ本筋ナリ、然レトモ此レガ為メ他人ノ自由ヲ妨グルアラバ己ニ道德ヲ傷ル此ノ事ニシテ若シ法律上ノ範圍ニ入ルアレバ此レニ制裁ヲ附スレトモ道德上ニ於テハ制裁ヲ附スルモノナシ、羅馬帝「ヂュスチニアン」ノ撰ミタル法典^{コード}ニハ先ヅ其始メニ道德ト及ヒ法律トノ區別ヲ設ケタリ、蓋シ法律ナルモノハ道德中ノ一部班ニシテ其区域タル最モ狭シ、或ハ社会の開化進テ止マズシテ数万世ノ後ニ至ルアラバ道德ト法律トハ一維一徹異別ナキニ至ルモ亦知ル可ラサルナリ、

そして彼は講義の目的を「法理ヲ折明スルニアリテ決シテ今現在ニ此レヲ実行ナス可シト云フニハアラザルナリ」と述べ、理論と現実社会への適用とは別の問題であると釘をさすのを忘れていない。時代は民権派激化事件の余韻が残っていた頃である。

講義はまず議会の説明から始まった。彼はイギリス、フランス、ドイツの議会制度を比較検討し、つぎのように一院制、二院制の議論をまとめた。

民権ヲ以テ元素トセザル国ニテハ君権ト民権トノ調和ヲ計ル為メ二院ヲ設クルヲ常トス、然レトモ此ノ如キ国ニテハ一院ヲ要スルヤ二院ヲ要スルヤノ議論ノ起ルアラズ、何トナレハ何レニスルトモ只政治上ノ御都合ニ止リ理論ヲ以テ定メ難キモノタレバナリ、蓋シ一院二院ノ議論ヲ生スルハ民権ヲ元素トスル国ニ於テ初メテ生ズルナリ、

次に選挙人の資格であるが、これには5種の制限があるという。第一に国籍を有すること、第二に年齢、第三に男子であること、第四に住居が定まっていること、第五に「道德上ノ責メアルコト」である。彼は、この5種以外に学問や財産の有無の条件

をつけたものを制限選挙と呼ぶ。これは帝王が国民に権利を貸与するという思想から生まれたものだといっているのである。しかし民主的な、制限のない普通選挙においても5種のうち4種の資格は当然であるとする。彼が問題を指摘するのは第3項の性別による資格付与の点である。この点について三郎はつぎのように自説を展開する。現在いずれの国においても女子の選挙権は実現していないが、「理論上ヨリスレバ女子トテ此ノ権ヲ有セザル可キ理ナシ」といい、これは「野蛮極マル」事態であると主張する。女子に選挙権を与えない根拠として兵役の義務がないことや学問のないことを挙げる学説に批判を加え、アメリカやイギリスにおける婦人参政権論を紹介している。そしてフランスにおける議論が一般的に低調であることを嘆じるのである。

仏国ノ政治学者等ニハ女子ニ選挙権ヲ実行セシムヘキノ論ヲ主張スルモノナキニ非ザルモ竟ニ行ハレサルノミカスノ如キ説ヲナス者ハ人ノ笑ヲ招クガ如キ姿アリ、理論ニ盛ナル仏国ニシテ男女同一ニ選挙権ヲ実行スルノ議論尚ホ勢力弱キハ余ノ解スル能ハサル処ナリ、極左党ノ議員クレマンソー氏ノ如キ余ガ初面会ノ所ハ熱心之ヲ論セシコトアレトモ今日ハ竟ニ行ハレ難シト自認シタルカ如シ、

彼は憲法学講義とは別に、明治法律学校で「選挙人たるには男子たるを要す」と題して婦人参政権論の講演を行っていた⁶⁶⁾。この講演によると、婦人参政権論はクレマンソーのみならずアコラスの所説でもあったという⁶⁷⁾。憲法学講義の中で述べていた「女子ニ選挙権ヲ実行セシムヘキノ論」を主張する「仏国ノ政治学者」とはアコラスであろう。彼は明治法律学校での講演をつぎのように結んだ。

十九世紀は女子に対して既に民事上の権理を認知せり。余や竊に冀ふ。十九世紀は更に政事上の権理を女子に認知し以て又其一大榮譽を完ふせんことを。余や不敏と雖も畢生の力を此に致さんとす。

憲法学講義は以後、被選挙人の資格、選挙人と被選挙人との関係について具体例を挙げて行われた。

このような講義の記録を残した三郎は、1889年の憲国憲法発布を熱狂的に受けとめた。彼は日比谷練兵場において、明治法律学校の学生校友に「君民共治の政ハ実に至大至重の事」「進んで民権の拡張を図れ」と演説し喝采を得た⁶⁸⁾。三郎の明治憲法観はどのようなものだったのだろうか。1891年2月5日の帝国議会での発言からその一

端をうかがうことにしよう⁹⁹⁾。彼は、この憲法については「天星陛下が独此ノ権限ヲ以テ親ヲ草シテ自分ノミガ發言ノ權ヲ持ツテ居ルゾト明言シテ居ル」のだと言う。したがって国会議員は憲法改正を發案する權利を持っていない。よしんば兩院に上奏権があるとしても「相当ノ手續」を必要とする。彼は明治憲法を誹謗することのできないもとらえていた。三郎の憲法論と明治憲法觀にはへだたりがある。これが彼の言うところの理論と現実との相違なのだろうか。それとも数年の間に彼の憲法論が変質したのだろうか。それを知る手がかりはまだ見つからない。

明治法律学校と三郎との関係で忘れることのできないものに「決闘論」がある。1888年9月30日、彼は五大法律学校討論会の席上「決闘は文明の花」と当時流行の決闘を支持する演説をした。この結果は有罪論＝決闘否認論6名、無罪論＝肯定論2名であった。彼は1889年1月、自論を『争也君子決闘条規』にまとめ明法堂から出版した。この「決闘論」の内容や法律的位置づけについては手塚豊氏の著作にゆずる¹⁰⁰⁾。ここでは、中江兆民が『東雲新聞』紙上で「壯年政治家の机上には洋書と俱に必ず欠ぐ可らず」と『決闘条規』の紹介を行っていることをつけ加えておく¹⁰¹⁾。

また彼は在野時代に『奥国民法』乾・坤(著者不明)を翻訳している。本書は現在稿本のかたちで法務図書館に所蔵されている。稿本の表紙に「司法省記録局翻譯課」の印影と「翻譯課」の文字がある。司法省に記録局翻譯課が置かれたのは1884年から86年までの間である¹⁰²⁾。1885年3月の依願免官後の仕事であろう。

彼の在野生活は長いものではなかった。1886年8月17日、検事に任ぜられ奏任官一等の待遇を与えられた¹⁰³⁾。この検事職は大審院詰であり、あわせて民法編算委員をも命ぜられた¹⁰⁴⁾。翌1887年11月8日には法律取調報告委員となり、民法人事篇の起草に従事した¹⁰⁵⁾。1889年4月出版の『國際私法講義』(シャルル・プロシエ著、司法省蔵版)の翻譯¹⁰⁶⁾はこの役職に添ったものであろう。1889年7月26日には検事在任のまま逓信省参事官を兼任することになった¹⁰⁷⁾。時の通信大臣後藤象二郎が三郎を入省させたのである。この両者の関係はフランス公使館時代にさかのぼる。三郎の赴任の時期は、板垣退助・後藤象二郎、ふたりの自由党領袖の外遊と重なる。そして板垣・後藤のまわりには憲法調査中の西園寺や板垣の通訳今村和郎が控えていた。今村もフランス留学仲間である。西園寺は1882年11月14日付書簡で三郎に「今村兄来航のよし右二就ハ弟モ些責任有り」と記していた¹⁰⁸⁾。今村が板垣の通訳をつとめたのは西園寺の推薦があったものと考えられる。伊藤博文あての井田譲や西園寺の書簡をみると、板垣・後藤の言動を逐一報告していることがわかる¹⁰⁹⁾。フランス公使館書記官であった三郎は西園寺や今村とともに、自由党領袖の動静を監視し、接触を持っていたのである。

このような後藤との関係がどこでどのように逆転したのか、通信省に入った三郎は後藤を補佐して大隈外相の条約改正批判に奔走した¹¹⁰⁾。1890年の第1回総選挙には末松と改姓して山口県第1区から大同派として出馬し、当選した¹¹¹⁾。また同じ年、三郎は大審院検事となり91年依願免官、同年12月2日、東京郵便電信学校長に任ぜられた¹¹²⁾。しかしこれも1893年3月非職、4月6日、通信参事官・学校長を被免され、あらゆる官職から退いた¹¹³⁾。死の5ヵ月前のことである。

第2節 国会

1890年11月25日、三郎は第1回帝国議会の劈頭から議場を沸かせていた¹¹⁴⁾。東京府選出議員森時之助の拘留事件を、明治憲法第53条「兩議員ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関ル罪ヲ除ク外会期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルルコトナシ」の条文に照らし、これは森個人の問題ではなく議会の権利に関わる問題であると主張したのである。旧友兆民は12月13日の『自由新聞』で「末松三郎氏の如き三百議員中錚々たる者なり、其学識才弁固より尋常人の及ぶ所ろに非ず、其官に在り職に服し並に身を処する本末曾て大過挙有るを聞かず、顧ふに法律の微を剖ち理義の精を折ち或は句辞の意を釈し或は條款の神を摘するの際其見る所ろ必ずしも尽く衆人と合ふこと能はざるは免る可らざるの数たり」と、三郎の学識をたたえ、「末松氏憲法解釈の如き議会の礼を重んずるの至念に出づ」と援護射撃をしていた¹¹⁵⁾。議会の権利を主張する三郎に対し、大岡育造は司法権の独立という立場から反論を展開した。この両者の論戦について兆民は1891年1月17日の『自由新聞』につぎのような「議員批評」を書いている¹¹⁶⁾。

我衆議院の創開より以来竜戰虎争驚撃獅攫の状有りたるは議員資格論に於ける末松三郎君と大岡育造君との兩立対峙の弁にて有りき、是時に於てや、末松君は立役にて有りき、重忠にて有りき、大岡君は悪役にて有りき、岩永にて有りき、末松君が巴理の仕立の洋服を著けて、絹の手巾を提げて、而して議会の権を拡張せしは、議員諸君から可愛がらる、筋合にて有りき、大岡君が洪濁の声を振廻はし、顔面鼠黒、眼孔金粒、体容豪縦、末松君が蒼白の面、清秀の眼、婉委の体、相共に映射し、兩鏡相對して、釈迦の像と提婆の像と、正に兩鏡の中に森然たりき

議会の権利を主張した三郎はまた、衆議院こそが国民の直接の代表であり、貴族院に劣るものではないと繰り返し発言していた。

この第一回帝国議会では「商法及び商法施行条例施行延期法律案」が衆議院本会議

に上提された。この法律案の討議の推移については福島正夫『日本資本主義の発達と私法』¹¹⁷⁾にゆずり、ここでは三郎の延期反対意見を揚げておく¹¹⁸⁾。

此ノ商業ト云フ事柄ハ、今日ニアッテハ決シテ一國ノ商業デハナイ、從來モ然ウデアルガ、今日ニアッテハ彼ノ誰カ云フタ如ク、商業ハーツノ俗ニ云フ万国公法デアル、商業ノ関係スル各國トノ関係ノ最モ大ナル所ノモノデアル、此ノ関係ノ為ニ…此ノ関係ハ最必要デアルカラ、此ノ関係ノ為ニハ幾分ノ不満足ハ忍ンデ早ク我國ノ商業社会ノ權利義務ヲ確定シテ、我ガ商業ノ拡張ヲ益々、謀ラシムルノ必要ガアル、其ノ必要ハ商法ニ依ツテ、商人ノ權利義務ヲ定ムルハ、我ガ商業社会ハ各國ニ通ジテ信用ヲ得ルニ至ルニ違ヒナイ、此ノ点ガ最必要ナリト云フ点デアル、決シテ我輩ハ万国普通ノ事ニ氣ヲ附テ、唯焼芋屋ヤ、豆腐屋ガどうナラウトモ、斯ノ如キ瑣細ナコトノ如ニ幾分ノ苦情ヲ聞イタ為ニ各國ニ跨ル所ノ大商業ノ妨害ヲスル如キハ、甚ダ遺憾ノコトデアルカラ、最大害ノアルコトデアルカラ、速ニ此ノ商法ハ廿四年一月一日カラ、施行アランコトヲ本員ハ切ニ希望スルモノデアル。

第5章 晩年

第1節 失意

1893年4月、一切の官職から離れた三郎はその心情をつぎのような詩に託した¹¹⁹⁾。

不放輪蹄入我門 春寒相對倒芳罇
遷喬空卜新鷺谷 咒筭仍依古竹村
七日一休非曠職 十年三黜累多言
冷官猶剩斗錢在 藜藿待君還聖恩

彼は野に下り弁護士となったが、その晩年は不遇のうちにあった。三郎の不遇をみかねた兆民は8月、陸奥宗光に彼の就官を依頼した。兆民の弟子幸徳秋水はその時の模様をこのように書いていた¹²⁰⁾。

兆民先生語を転じて曰く、陸奥閣下、光妙寺を如何せんとするか、乞ふ速かに図る所あれと。故光妙寺三郎君晩年極めて落魄せるが為め也。陸奥君曰く、彼れ甚だ政府部内の忌む所たるが故に、事頗る難し、而も早晚処するの途あるべし。先

生曰く、彼は予の如く赤切符の生活に堪る能はざる也、乞ふ速に之を図れ。

赤切符とは三等切符の俗称である。三等車にしか乗ることのできないような貧しい生活は、パリ仕立ての洋服にボルドーのワイン、香水やコスメチックを日用品としていた¹²⁰⁾三郎には無理なものであったろう。この頃の三郎の貧窮ぶりを兆民は徳富蘇峰につぎのように語ったという¹²¹⁾。

「彼は風流とて巴里仕立薄羅紗の衣を着け、寒中に震ひ居れり」、曰く「彼は牛肉を食ふは不風流とて日光唐辛子を摘して、葡萄酒の下物となせり」と。

このような失意と貧窮の中で彼は死を目前にしてつぎの詩を作った¹²²⁾。

已矣行

既放子 三郎

山何不攢峰為刀以斷此好頭顱。河何不剗水為棺以葬此七尺軀。人生四十未得死。俯仰山河唱々讀書万卷經綸有志。居官十年畢成底事。逋負千金何日償了。飲酒一斛類乎沈醉。好頭顱兮斷之者誰。七尺軀兮誰能葬之。噫已矣哉。天壤之間莫我知。

三郎と交際のあった依田学海はこの詩を評して「詩きはめて妙なり。かゝる詩をよく作るもの今幾人かある可き」と記した¹²³⁾。三郎は肺結核を患っており、病症が急変したのは死の一週間前であった¹²⁴⁾。彼はフランス語でうわ言をいい、フランス語の問いかけに答えることができたというエピソードが残っている¹²⁵⁾。1893年9月26日午前3時、三郎は遠逝した。28日、東京の各紙には西園寺・兆民・斎藤孝治・小島龍太郎連名の死亡広告が掲載され、29日午前10時、甥安邊一雄が喪主となって築地本願寺蓮華殿において葬儀が営まれた。葬儀には榎本武揚、細川潤次郎・ボワソナードらの名士や千人余の学生が参列したという¹²⁶⁾。

第2節 遺児

三郎の墓は東京都品川区大井鹿島谷の光福寺墓地にある。これは1896年(明治29)1月、文部大臣西園寺公望の宿望によって建立されたものである¹²⁷⁾。西園寺は同年秋、三郎の追悼会を開き¹²⁸⁾、1904年(明治37)11月にも法要と追悼会を営んだ¹²⁹⁾。

三郎が遺したものは負債と一子三三郎であった。一説によると負債の額は15万円に

のぼるといわれ¹³¹⁾、知友が返済のため寄附を募った。原敬も「些少ナカラ」応じたと『日記』に記している¹³²⁾。下谷の芸者お六の産んだ油屋三三郎は父の死後西園寺邸に引き取られ、西園寺の娘新子や親戚筋の橋本実斐とともに養育された¹³³⁾。三三郎は暁星から慶応義塾に進み大阪商船に就職したが、一転して踏路社から築地小劇場、築地座と新劇俳優として活躍し、さらにPCLに入り映画にも出演した¹³⁴⁾。芸名は東屋三三郎である。彼は終生西園寺家と橋本家の援助を受けた。妻岸輝子の思い出によると、三三郎は「おじい様(西園寺)は誰よりも僕が一番可愛いんだ」と語っており、西園寺は待合に行くときは三三郎を連れていくほどの可愛がりようであったという¹³⁵⁾。また西園寺家では三三郎が大阪商船に就職したのちも毎月20円の援助をしていた¹³⁶⁾。そして三三郎と輝子の居候先は牛込砂土原町の橋本邸であった¹³⁷⁾。1935年7月3日、三三郎は公演先の大阪で死亡した¹³⁸⁾。彼の墓は京都市上京区の竹林院西園寺、西園寺家歴代の菩提寺に建てられた¹³⁹⁾。

西園寺は青年時代をともにパリで過ごした悪友光妙寺三郎を送り、その遺児までも見送った。二代、60年にわたる交友であった。三郎は「傲岸」「異数」と評されよく人を罵ったという。フランス公使館では蜂須賀公使と折合わず、大審院も検事総長松岡康毅の不評を得て退き、逓信省でも出省せずに所用があれば馬車で迎えにこさせたという¹⁴⁰⁾。幼い時より神童と呼ばれ、詩文に秀いで、弁が立ち、美の感覚を磨き、パリ大学法学士の肩書を持つ彼は自負するところも大きかったのであろう。留学から帰国してのちの三郎は官僚としても代議士としても成功しなかった。先輩には借金をつづけ、後輩がその負債を肩がわりした。しかし晩年や没後の処遇を見ると、どれほど兆民や西園寺が三郎に心を砕いていたかがわかるのである。幕末維新の激動の時代にはよくその能力を発揮することもできたが、西南戦争後、安定した官僚制度を作りつつあった明治政府の中では彼は異端であり自らの位置を確保することは難事業であった。三郎は権力と離れたところでの交友に恵まれ、兆民や西園寺、学海や女性たちに愛された。46歳の生涯であった。

註

- 1) 『世界之日本』復刻版 相書房 1992年。
- 2) 1990年、中公文庫に収められた。
- 3) 初出は『世界之日本』第27号 1898年5月1日。引用は『明治文学全集62 明治漢詩文集』筑摩書房 1983年によった。
- 4) 小泉策太郎筆記 木村毅編『西園寺公望自伝』講談社 1949年。

- 5) 石川半山「当世人物評 西園寺公望」。初出は『毎日新聞』1901年5月28日～10月31日連載。『明治文学全集92 明治人物論集』筑摩書房 1970年 に収録。
- 6) 竹越与三郎『陶庵公』叢文閣 1930年。
- 7) 三郎の生年には3つの説がある。
 - ①嘉永5年(1852)8月8日説
 - ②嘉永2年(1849)8月説
 - ③弘化4年(1847)8月説

①は後述するバリ大学学籍簿の記載、②は『日本帝国国会議員正伝』、前橋「光妙寺三郎」の記述、③は『朝野新聞』1893年9月29日付の光妙寺三郎死亡記事の記述である。①の学籍簿の生年月日は他の日本人留学生においても疑わしいところがある。『本願寺史』によると弟為然が1875年没27歳であったという。それならば②の1849年は為念の生年月日となる。よって本稿では③の1847年説を採った。
- 8) 後述する『蜻蛉集』の献辞においても MITOUDA と綴られているし、バリ大学学籍簿の署名も Mitsda となっている。「みつだ」と読むのが妥当であろう。
- 9) 『防長寺社由来』第3巻 編集発行山口県文書館 1983年。『続防府市史』同書刊行会 1960年
- 10) 『日本歴史地名体系36 山口県の地名』平凡社 1980年。
- 11) 『近世防府人物誌』佐伯為蔵編輯発行 1933年。
- 12) 光妙寺境内半雲墓碑。現在では風化して判読しがたい。重田忠治『防府地方碑文集』1934年 に銘文が翻刻されている。
- 13) 本書の存在は防府市立図書館郷土資料室で御教示いただいた。なお立命館大学西園寺文庫にも収蔵されている。三郎から西園寺への献本であろう。
- 14) 註12) 参照。
- 15) 島地黙雷「雨田旧夢談」 初出は『反省会雑誌』1897年12月。二葉憲香・福嶋寛隆編『島地黙雷全集』第5巻 本願寺出版部 1978年 に収録。光妙寺の記録によると無歳は1870年5月8日、28歳で戦死し、靖国神社に合祀されたという。
- 16) 同前。
- 17) 二葉憲香監修 赤松連城研究会編『赤松連城資料』上巻 1982年。
- 18) 本願寺資料研究所編『本願寺史』第3巻 1969年。
- 19) 前掲『島地黙雷全集』第5巻。
- 20) 大洲鉄然外宛島地黙雷書簡 1873年2月23日付 前掲『島地黙雷全集』第5巻。
- 21) 前掲『本願寺史』第3巻。
- 22) 前橋潮洲「光妙寺三郎」 『明治法学』30号～36号 1902年2月2日～5月20日 明治大学図書館所蔵マイクロフィルム。なおこの部分は前橋の友人堀来造の回想である。
- 23) 木戸照陽編『日本帝国国会議員正伝』 田中宋榮堂 1890年。
- 24) 同前。
- 25) 末松謙澄『修訂 防長回天史 全』 復刻版 柏書房 1980年。

- 26) 『岡山県史 7 近世編』第2巻 1985年。
- 27) 前掲『日本帝国国会議員正伝』。
- 28) 同前。
- 29) 同前。
- 30) 同前。
- 31) 井上侯爵伝記編纂会編『世外井上公伝』第1巻 明治百年史叢書 1968年。
- 32) 『木戸孝允日記』1 日本史籍協会叢書 東京大学出版会 1977年。
- 33) 前掲『日本帝国国会議員正伝』。
- 34) 同前。
- 35) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』4 塙書房 1974年。
- 36) 前掲『修訂 防長回天史 全』。
- 37) 前掲『日本帝国国会議員正伝』。
- 38) 前掲『木戸孝允日記』2。
- 39) 前掲『日本帝国国会議員正伝』。
- 40) 富田仁編『海を越えた日本人名辞典』日外アソシエーツ 1985年。
- 41) 藤田東一郎「入江文郎に関する研究」『日本学士院紀要』6巻1号 1948年3月。
なお作成期間の推定は井田進也『中江兆民のフランス』岩波書店 1987年 による。
- 42) 前掲『中江兆民のフランス』。
- 43) バリ国立公文書館所蔵。
- 44) 大久保泰甫「岩本辰雄の留學生活」『明治大学史紀要』4 1981年。
- 45) バリ大学学籍簿。なお西園寺や同時期の日本人バリ大学留學生の履修状況については
『西園寺公望伝』第1巻 岩波書店 1990年、鈴木良「西園寺公望とフランス」後
藤靖編『近代日本社会と思想』吉川弘文館 1992年。
- 46) 「航西日策」 前掲『島地黙雷全集』第5巻。なおこの日記によると黙雷は1872年4
月28日～30日(旧暦3月21日～23日)、同年5月5日(旧暦3月28日)、同年12月31日
(旧暦12月2日)パリで三郎と出会っている。
- 47) 光妙寺三郎宛西園寺公望書簡『西園寺公望文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵。
この書簡は従来橋本実梁宛とされてきたが、「韓事の頃は非常多忙なるべし」などの
文言からみてこれは三郎宛の書簡である。
- 48) 高橋邦太郎「『蜻蛉集』考」『共立女子大学紀要』第12輯 1966年。
- 49) 前掲『近世防府人物誌』。
- 50) 『小泉三申全集3 隨筆西園寺公』岩波書店 1939年。
- 51) 同前。『小泉策太郎関係文書』(マイクロフィルム)国立国会図書館憲政資料室寄託。
- 52) 福井純子「『青邨公手沢日記』—明治初年京都の文筵と広瀬青邨」『立命館百年史
紀要』1 1993年3月。
- 53) 前掲『小泉三申全集3 隨筆西園寺公』。
- 54) 『東京日日新聞』1893年9月29日。以下の三郎の官歴はとくに断わらないかぎりこの
記事による。

- 55) 明治法制経済史料研究所編『元老院会議筆記』前期第5巻 1969年。
- 56) 西園寺公望宛中江兆民書簡 1879年1月30日付 『中江兆民全集』16 岩波書店 1986年。
- 57) 前掲『元老院会議筆記』前期第6巻。大日方純夫『自由民権運動と立憲改進黨』早稲田大学出版部 1991年。
- 58) 「明治13年公文録 官吏進退 外務省」2 A-10-公2750 国立公文書館所蔵。
- 59) 井上馨宛光妙寺三郎書簡 1880年3月1日付、同年3月26日付、同年5月15日付 『井上馨関係文書』 国立国会図書館憲政資料所蔵。
- 60) 戦前期官僚制研究会編『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』 東京大学出版会 1981年。
- 61) 西田長寿編『東洋自由新聞』復刻版 「解題」 東京大学出版会 1964年。
- 62) 「明治文学全集99 明治文学回顧集(二)」 筑摩書房 1983年。
- 63) 「明治14年公文録 官吏進退 外務省」2 A-10-公3183 国立公文書館所蔵。
- 64) 前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』。
- 65) 「明治15年公文録 官吏進退 外務省」2 A-10-公3405 国立公文書館所蔵。
- 66) 西園寺公望宛光妙寺三郎書簡 1882年4月14日付 前掲『小泉三申全集3 随筆西園寺公』。
- 67) 吉田清成宛光妙寺三郎書簡 1882年10月22日付 『吉田清成関係文書』 京都大学文学部附属博物館所蔵。なおこの書簡は年欠であるが、内容から1882年と推定した。
- 68) 国立国会図書館所蔵。
- 69) 伊藤博文宛井上馨書簡 1882年12月9日付 前掲『伊藤博文関係文書』1。
- 70) 伊藤博文宛井田諱書簡 1883年1月22日付 前掲『伊藤博文関係文書』1。
- 71) 伊藤博文宛光妙寺三郎書簡 1883年3月3日付 前掲『伊藤博文関係文書』5。
- 72) 伊藤博文宛井田諱書簡 1883年3月10日付 前掲『伊藤博文関係文書』1。本書簡は『伊藤博文関係文書』では1882年と推定されているが、文中の「是は光妙寺持参」「委曲は光妙寺氏より御聴上奉希上候」などの箇所から考えると、井田が三郎をロンドンの伊藤のもとへ使いに出した1883年のものとみるのがよからう。なお前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』によると、井田の帰朝は1883年4月であるので、帰国直前の書簡ということになる。また『日本外交文書』16 1883年3月16日付仏国駐割光妙寺臨時代理公使より井上外務卿宛「仏国政府ノ対清政情報告」にある朝鮮事件に関する「機密第五号」が「清国属国名分始末」に該当すると思われるが、「機密第五号」は『日本外交文書』には収録されていない。
- 73) 前掲伊藤博文宛井田諱書簡 1883年3月10日付。
- 74) 前掲光妙寺臨時代理公使より井上外務卿宛「仏国政府ノ対清政情報告」 1883年3月16日付。
- 75) 仏国駐割光妙寺代理公使より井上外務卿宛「北京駐割仏国公使「ブーレー」解任事情探問ノ件」 1883年3月23日付 前掲『日本外交文書』16。
- 76) 「「ブーレー」呼戻ノ事情及安南問題ニ対シ仏新内閣ノ方針ニ関スル件」 1883年4月

- 20日付 前掲『日本外交文書』16。
- 77) 同前。
- 78) 前掲「仏国政府ノ対清政情報告ノ件」, 前掲「「ブーレー」呼戻ノ事情及安南問題ニ対シ仏新内閣ノ方針ニ関スル件」。
- 79) 「英国政府ノ廻状ニ関スル件」 前掲『日本外交文書』16。
- 80) 「新任仏国公使ト会議ノ件」 前掲『日本外交文書』16。
- 81) 同前。
- 82) 「仏安条約通報ノ件」 前掲『日本外交文書』16。
- 83) 「仏国ハ清兵ノ東京撤退ヲ要求セリトノ情報」 前掲『日本外交文書』16。
- 84) 「仏国側ノ気勢情報ノ件」 前掲『日本外交文書』16。
- 85) 「清公使曾紀沢動静並仏国安南遠征軍情報ノ件」 前掲『日本外交文書』16。
- 86) 「仏国ノ真意ハ海南島ニ在リトノ情報ノ件」 前掲『日本外交文書』16。
- 87) 前掲『伊藤博文関係文書』6。
- 88) 伊藤博文宛蜂須賀茂韶書簡 1884年3月14日付 『伊藤博文関係文書』6。
- 89) 原敬宛浅田徳則書簡 1888年1月17日付 『原敬関係文書』1 原敬文書研究会編 日本放送出版協会 1984年。
- 90) 前掲前橋潮洲稿。
- 91) 同前。
- 92) 「航西日記」 『明治文学全集27 森鷗外集』筑摩書房 1977年。
- 93) 「明治18年公文録 官吏進退 外務省」 2A-10-公4057 国立公文書館所蔵。
- 94) 前掲前橋潮洲稿。『明法雑誌』第8号 1885年9月7日 『明治大学百年史』第1巻資料編1 同編纂委員会編 1986年に収録。
- 95) 明治大学図書館所蔵マイクロフィルム。「憲法学講義」の掲載誌と発刊年月日は、つぎのとおりである。
30号(1887年2月20日), 31号(同年3月5日), 34号(同年4月20日), 35号(同年5月5日), 36号(同年5月20日)。
- 96) 『女学雑誌』第130号(1888年10月6日), 第131号(同年10月13日)。
- 97) アコラス, クレマンソーは光妙寺三郎の議論の典拠である。彼は『国民之友』48号附録(1888年4月22日)の愛読書アンケートにもつぎのような回答を寄せていた。

光妙寺三郎

源語 枕草紙 孟子 国策 柳州文 網川詩 西廂記 東壁全
集 サフォー遺詩 タシト諸史 リュクレス詩 モリエール⁽²⁾劇
ウィクトル, ユゴー詩文 アルフレッド, ミュセー詩文
近世仏人にてハガンベツタ クレマンソー二氏政治演説可聴 師アコラス政治著
書可読被考候

- 98) 『明法雑誌』第78号 1889年2月20日 明治大学図書館所蔵マイクロフィルム。

- 99) 『帝国議会衆議院議事速記録』1 東京大学出版会 1979年。
- 100) 『手塚豊著作集第6巻 明治刑法史の研究(下)』慶応通信株式会社 1986年。
- 101) 『東雲新聞』1889年2月20日 前掲『中江兆民全集』15 に再録。
- 102) 司法省編『司法沿革誌』1939年。
- 103) 「明治19年 官吏進退16 司法省3」 2 A-18-任 A99 国立公文書館所蔵。
- 104) 『東京日日新聞』1893年9月29日。
- 105) 「明治20年 官吏進退15 司法省5」 2 A-18-任 A141 国立公文書館所蔵。
- 106) 国立国会図書館所蔵。
- 107) 「明治22年 官吏進退 逋信省」 2 A-18-任 A208 国立公文書館所蔵。
- 108) 前掲光妙寺三郎宛西園寺公望書簡。
- 109) 伊藤博文宛井田謙書簡 1883年1月10日、伊藤博文宛西園寺公望書簡 1883年3月7日、前掲『伊藤博文関係文書』1, 5。また西園寺は岩倉にも同様の書簡を送っている(1883年5月1日、春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中 明治百年史叢書 原書房 1970年)。
- 110) 前掲前橋潮洲稿。
- 111) 前掲『日本帝国国会議員正伝』。現光妙寺住職安邊一雄氏によると、末松は当寺近くの商家の姓であり、正式な姓を持たなかった三郎が選挙出馬のために末松家に養子にはいってその姓を名乗ったものであるという。
- 112) 『東京日日新聞』1893年9月29日、『官報』253号 1891年12月4日。
- 113) 「明治26年 任免6」2 A-18-任 B 6 国立公文書館所蔵。
- 114) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』1。
- 115) 「日本記者に一言す」 前掲『中江兆民全集』12。
- 116) 前掲『中江兆民全集』12。
- 117) 東京大学出版会 1988年。
- 118) 前掲『帝国議会衆議院議事速記録』1。
- 119) 『朝野新聞』1893年9月29日。
- 120) 『兆民先生』1903年、『明治文学全集84 明治社会主義文学集(二)』筑摩書房 1977年。
- 121) 前掲前橋潮洲稿。
- 122) 『国民新聞』1893年9月28日。
- 123) 前掲前橋潮洲稿。
- 124) 『学海日録』1893年9月27日条 岩波書店 1991年。
- 125) 『東京日日新聞』1893年9月27日。
- 126) 『国民新聞』1893年9月30日。
- 127) 『東京日日新聞』、『読売新聞附録』、『朝野新聞』各1893年9月28日・30日。
- 128) 光福寺御住職の御教示による。
- 129) 前掲『世界之日本』第6号 1896年10月10日。
- 130) 『明治学報』79号 1904年12月8日 明治大学図書館所蔵マイクロフィルム。

- 131) 松本克平『日本新劇史—新劇貧乏物語』 筑摩書房 1966年。
- 132) 前掲『原敬関係文書』5。
- 133) 三三郎は生前妻輝子に千歳米坂を母であると語っていた(岸輝子『夢のきりぬき』東京新聞社出版局 1980年)。しかし三三郎を養育した西園寺の妻小林菊子の証言によるとお六が生母であるという(安藤徳器『園公秘話』育生社 1938年)。千歳米坂は『学海日録』をみると三三郎が生まれた1890年頃には女優として舞台に立っている。三三郎の生母はお六と考えて間違いないと思われる。
- 134) 前掲『園公秘話』。前掲『夢のきりぬき』。前掲『日本新劇史—新劇貧乏物語』。水品春樹『築地小劇場史』梧桐書院 1931年。
- 135) 前掲『夢のきりぬき』。
- 136) 前掲『園公秘話』。
- 137) 前掲『夢のきりぬき』。
- 138) 『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『大阪毎日新聞』『読売新聞』各1935年7月4日朝刊。
- 139) 現在も西園寺家墓地に「油屋三三郎之墓」がある。戒名は「嗜道院釈三名居士」である。
- 140) 前掲『日本帝国国會議員正伝』。前掲前橋潮洲稿。